

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第一号様式

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シティユーワ法律事務所 弁護士 寺田 昌弘
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	該当事項はありません
【提出日】	平成23年8月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項はありません
【提出形態】	該当事項はありません
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません

【本文】

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ファンドクリエーショングループ
証券コード	3266
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所 J A S D A Q市場

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティ - イ - ・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd)
住所又は本店所在地	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジロード 1 内 (1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094)
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 松田 洋志
電話番号	03-6212-5500

【訂正事項】

訂正箇所には_(下線)を付しています。

訂正される報告書の報告義務発生日	平成23年8月18日
訂正前	<p>第2【提出者に関する事項】 1【提出者（大量保有者） / 1】 (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">該当なし</div>
訂正後	<p>第2【提出者に関する事項】 1【提出者（大量保有者） / 1】 (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <p><u>提出者は、いちごアセットトラストとの間で投資一任契約を締結し、いちごトラストから投資に関する一切の権限を委託されている。</u> <u>2010年5月12日に取得した新株予約権付社債券のコールオプションについては、いちごトラストと田島克洋氏が締結した同コールオプション付与に係る契約において、田島克洋氏の書面による事前の承諾なしに、譲渡又は処分できない（ただし、いちごトラスト又はその承継人が直接又は間接に所有及び支配する者で、本制限に同意する旨を書面で明らかにする者への譲渡を除きます。）旨が定められています。</u></p> </div>